

第4回佐賀県・市町行政調整会議概要

- 1 日時：平成23年11月18日(金) 16時～17時
- 2 場所：県庁 正庁
- 3 出席者：市長会【横尾多久市長（会長）、坂井唐津市長（副会長）、
秀島佐賀市長（役員）】
町村会【田中江北町長（会長）、末安みやき町長（副会長）、
武村大町町長（役員）】
県 【古川知事、坂井副知事、牟田副知事、平子健康福祉本
部長（協議事項、報告事項）、黒岩経営支援本部長（意
見交換）】

4 会議概要

(1) 開会

(2) 議事結果

○協議事項 子どもの医療費助成の充実について（継続）

- ・ 県から、3歳以上の窓口定額払方式へ見直す旨の改善案について、これまでの協議経過の報告を行い、最終の了承を得るとともに、受診の増加による医療現場の混乱を防止するための住民や事業所への広報など小児救急医療体制を守る施策について、また、今後の子

育て支援策全般の充実について意見交換を行いたい旨の提案がなされた。

- ・市長会及び町村会からは、

改善案については賛成でこれを元に子育て支援策を更に充実させたいということ

医療の充実や子育て支援の充実の重要性は認識しているが、今まで償還払いにより少額は請求されていなかったものが、改善案では現物支給となり、100%の支給が予想され、それに伴い受診増となり、市町にとってコスト増になることも予想されるため、財政的に楽観視できないという現状も認識してほしいこと

小児救急医療体制と医師確保を守っていくという観点からは、医療や医師に対して感謝の心を持つように住民に啓発していくことも重要であること

この件については、県の提案ということになっているが、もともと市長会からの提案も行ってきており、広報される際は市町から提案があったということ、市町も予算を負担することにも触れてほしいこと

等の意見が出された。

- ・改善案により実行していくこととなった。

○報告事項 公立病院の医師確保について

- ・ 県から、医師確保に係る県の取組みなど現在の状況について報告がなされた。

- ・ 市長会、町村会からは、

研修医に佐賀という地域を選択してもらえるような仕組みづくりが重要であること

佐賀大学医学部附属病院と佐賀県立病院好生館がツインタワーとなり、唐津赤十字病院や国立病院機構嬉野医療センター、他の自治体病院とのネットワークの中で、研修医が佐賀に行けば地域医療、へき地医療など様々なことが学べるという仕組みを作り上げていく調整ができれば研修希望も増えると考えられる。また、そういう仕組みとともに、それを支えるICTインフラを整備することも重要であること

等の意見が出された。

○意見交換 個人住民税の徴収率向上について

- ・ 町村会から、個人住民税の徴収について、現在、特別徴収対象事業所でありながら特別徴収を実施していない事業所が数多く見受けられる状況であり、滞納の抑制や徴収率の向上による税収増の観点から、今後も、県と市町が一体となり特別徴収の推進を図っていく

必要があると考えており、意見交換を行いたい旨の提案がなされた。

- ・市長会、町村会からは、特別徴収について周知不足という面があるようなので、事業所だけでなく、事業所の顧問となっている税理士や会計士への周知を行ってはどうか等の意見が出された。
- ・県から、今年度の特別徴収の実施率は69%であり、この率を10%あげれば、約2億円の効果があると見込んでいる旨の報告がなされ、県としても今後も県と市町が一体となって特別徴収の推進に取り組んでいくこととしたいとの意見が出された。

○意見交換 税負担軽減措置について

- ・県から、固定資産税など地方税制について、地域の実情に応じ、対象や内容を踏まえた軽減率の設定を各地域が各々判断し決定できるようになる地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」について情報提供を行った。
- ・市長会、町村会からは、

今後は国の財源力が弱まっていくと考えられることから、地方は地方できちんと財源を確保するよというのが国の本音ではないか

この先の議論としては、地方が独自税制を作るという話もあるのではないか

今後はそういった点を注視していかなければならない
等の意見が出された。

○その他 子宮頸がん対策について

- ・市長会から、子宮頸がん対策について引き続き県から国へ要望してもらいたい旨の意見が出された。
- ・県からは、従来どおり国への要望を行っていくこと、また今後、国でも、補正予算、当初予算と動いていくが、まだこういった動きになるか分からない面が多いため、きちんと様子を見ていく必要があるとの回答を行った。

○その他 原子力防災について

- ・市長会から、近々に原子力防災訓練が実施されることに関連して、スピーディーによる汚染拡大状況や予測シミュレーションなどの科学的知見やデータについては、専門機関、気象台、市町にも提供したうえで、よりよい対策を講じてもらいたいこと、また、ヨウ素剤については事前の適正な配分と迅速な対応を行っていくことが重要である等の意見が出された。
- ・県からは、今回の訓練では、従来よりも広い範囲で放射線量の測定を行い、遠くに避難するという計画で行うこととしていること、な

お、原子力防災については、今回の訓練で終了というわけではなく、まだまだ改善が必要な点もあると認識しているとの回答を行った。

○規約の改正について

- ・ 県から、会議の開催回数を毎年度 1 回とし、必要がある場合は臨時に会議を招集するものとする。また、協議に附すべき事項がない場合は、知事は会議を招集しないものとする旨の規約改正についての提案がなされた。
- ・ 市長会、町村会からは、毎年度 1 回という表現ではなく、数回開催するとしたうえで、必要がない場合は開催しないという表現の方がよいのではないか、あるいは、定例会として開催するように表現した方がよいのではないかとの意見が出された。
- ・ 開催回数については、定例会を毎年度 1 回開催し、必要がある場合は臨時に開催するという表現にすることとした。

(4) 閉会

※速報のため事後修正の可能性があります。なお、議事録については後日公表の予定です。